

# 2019年度 横浜市立もえぎ野中学校

## ～部活動における活動方針～

### 1 位置づけ

教育課程外の活動であるが、学校教育活動の一環として行われる。

### 2 活動方針

(ア) 部活動を通じて、知識や技能の習得の大切さを学ぶ。また、仲間意識や諦めない心、粘り強さ、感謝の気持ちや思いやりなどの、豊かな人間性とたくましく生き抜く力を育む。

(イ) 定められた活動時間や予定を元に調整力を養い、調和のとれた学校生活の実現を目指す。

### 3 運営の方針

(1) 安全管理を徹底し、生徒の状況や環境に応じて適切で柔軟な指導をする。

(2) 部活動の全体運営は、本校教職員の総意に基づいて、部活動顧問会が当たる。

各部活動の運営については、本校職員が顧問として行う。

(3) 部活動顧問会は学校長・各部顧問で構成する。

(4) 部の新設・改廃については学校規模を基準とした上で、部活動顧問会の承認を必要とし、特に新設部については、職員会議の承認を必要とする。(同好会・研究会の新設・改廃についてもこれに準ずるが、部活動を優先し、顧問を明確にする。)

(5) 外部講師や部活動指導員については、部活動顧問会で検討し、職員会議の承認を得て決定する。

(6) 費用について

①個人的な費用経費は受益者負担とする。

②部費収支決算は顧問が責任を持って行う。

### 4 活動について

#### (1) 活動日

a. 通常の活動日 (b, c に定める日を除く) の活動については、(2) に定める時間にしがって行なう。

※早朝練習は、顧問が必ずつくこと。なお、昼休みの活動は原則行えないが、昼休みの部活動の連絡やミーティングなどは行える。

#### b. 特別練習日

ア、長期休業中の活動については、各部活動ごとの活動計画書(予定表)を校長のもとに提出し、承諾を得た上で活動する。

イ、研修会・ならびに始業式・終業式等の儀式日の活動については、特別な場合を除き、再登校の時間を指定し活動する。

※再登校する際は指定された時間に登校する（活動開始時間とは異なる）。

ウ、活動中止期間の特別練習は、原則公式戦や公での演奏会などを含み行える。  
顧問から職員全体と保護者に連絡する。

エ、上記ア～ウ、以外で特別な配慮を必要とする場合については、部活動顧問会で検討し時間設定等を行なう。

c. 活動が行えない日

ア、定期テスト等の活動停止については次のように定める。

○ 定期テストが7教科以上の場合は5日前の早朝練習より活動を停止する。  
6教科以下は3日前とする。

定期テストが土日を含む場合は、7教科以上で3日前から活動停止とし、土日の活動停止期間を経て合計5日とする。

※ 個人的な早朝・昼休みの自主練習も停止とする。

○ 学力・学習状況調査当日は当該学年の早朝練習は原則行えない。

○ 学習状況調査（二日目）は放課後の採点終了後に活動が行える場合、教務部に再登校の時間を調整してもらい、活動できる。

※ テスト終了日の放課後は活動を認める。

○ 卒業式前日・当日は原則活動を停止する。

○ 1学期の始業式、離任式、校外学習の次の日の早朝活動は原則活動を停止する。

○ 宿泊行事である修学旅行の健康観察期間は、活動を配慮する。

イ、顧問不在時の活動については、次のように定める。

○出張等または、朝・土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業中などに顧問が不在の場合は、他の教員が代理を務めることができる（原則は行わない）。

ウ、休養日については、原則として次のように定める。

○平日1日、土日1日の休養日を設定する。

○大会やコンクール等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替えて確保する。

d. 緊急時の対応について

緊急時においては、生徒の安全確保を最優先とし、適切に判断する。

(2) 活動時間

早朝活動 7時30分～8時20分とする。

※2月～10月 原則7時より前に登校しないこと。

※11月～1月 原則7時10分より前に登校しないこと。

放課後の活動 清掃終了時間から原則総下校時間20分前までとする。

ただし、準備は除く。

総下校時間

4月～8月	18:15
9月（秋分の前日日まで）3月（春分の日以降）	18:00
秋分の日～10月・2月・3月（春分の前日日まで）	17:30
11月～1月	17:00

留意点 原則として、平日の活動時間は2時間程度、休日の活動時間は3時間程度とする。

(調和のとれた学校生活を実現するため)

※総下校とは、片づけ・戸締り等を済ませ、ミーティングが終了し、部員全員がチャイムが鳴り終わるまでに校門を出ていることをいう。

※ただし、土日・休日など校外での遠征や公式戦、練習については、総下校時刻を超えて活動することもある。遅くなる場合には、保護者へ連絡を行う。

(3) 活動場所

部活動顧問会で調整・決定した活動場所にしがって活動する。

(4) 雨天時の練習場所（運動部による校舎内の練習）について

通常より使用している文化部の練習場所を最優先とし、空いているスペースにて、安全面や施設保全面を十分に配慮したうえで次のような条件を定める。

○安全に十分留意した内容を考える。

- ・顧問が不在の場合は走る、階段でのトレーニング等危険が伴うものは行わない。
- ・施設を破損する恐れのある器具は使用しない。
- ・ボール類を使用しない。

※これらを原則とするが、練習内容は顧問の判断とする。

(5) 校外試合等への引率

校外へ試合等で生徒を引率する場合は、所定の手続きを経て顧問もしくは保護者が責任をもって行なう。

(6) 総下校時刻の時間厳守の指導

特別な状況を除き、総下校時間が守られていない場合、部活動顧問会で協議し、状況によっては活動を自粛させることもある。

(7) 服装について

○土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業中は標準服もしくは、部活動で定められたウェアで登下校すること。活動は原則的に部活動で定められた服装で行うこと。  
また、必要以上に華美な服装は避けること。

○朝練の際は、標準服で登校すること。

(8) 開部条件

- 1 希望顧問がいる。
- 2 学校規模に即し、人的施設・設備等の環境が整う。
- 3 原則として、運動部は団体参加最低人数とする。文化部は5人以上とする。
- 4 職員全体で総意を得られた部活。

## 5 手続き

(1) 入退部・転部の際は、保護者、顧問、担任の許可を必要とし、部活動登録カード、部活動参加確認書を用い、所定の方法で行う。退部については、所定の用紙に記入し顧問・担任と相談の上決定する。

(2) 一人で二つ以上の部に所属することはできない。

(3) 部活動費について

- ・部活動部費の上限について。  
¥10,000 (年間)

※ 但し、部活動顧問会で検討し、保護者の許可を得た部においては、校長の承諾を経て、臨時徴収の特例を認める。

・納入方法、期限

保護者会または部員を通じて。5月下旬まで。

6 今年度開設部活動及び顧問

	開設部活動	顧問	活動場所	外部講師
運動部	サッカー	○風間・瀬間	校庭	箭内先生
	野球	○北川・幡歩・志村	校庭	
	バレーボール	○水間・山本	体育館	濱名先生
	バスケットボール	○倉沢・小林（一）	体育館	
	バドミントン	○加藤・金子・吉岡	体育館・武道場	
	ソフトテニス	○佐々木・阿部・船木	校庭	
文化部	美術	○山本・志村	美術室	
	吹奏楽	○池田・伊藤（望）	音楽室・教室・被服室・ 金工室・木工室	
	茶道	○西山・遠藤・（伊藤（み） 瀬間・宮下）	調理室	伊藤先生 千代木先生
	将棋	○宮部・伊藤（嘉）	7組教室	安部先生